

平成21年6月宮崎県定例県議会

景気・雇用対策特別委員会会議録

平成21年6月26日

場 所 第4委員会室

署 名

景気・雇用対策特別委員会委員長

平成21年6月26日（金曜日）

委員 坂口博美

欠席委員（なし）

午前10時0分開会

委員外議員（なし）

会議に付した案件

説明のため出席した者

○概要説明

県民政策部

県民政策部

県民政策部長 高山幹男

1. 経済・雇用対策について

県民政策部次長
（政策担当） 日高勝弘

2. 中山間地域対策について

商工観光労働部

総合政策課長 永山英也

1. 緊急保証制度（セーフティネット保証
（5号））の承諾について

中山間・地域対策室長 山内武則

2. 雇用維持の取り組みについて

商工観光労働部

農政水産部

商工観光労働部長 渡邊亮一

1. 就農支援対策及び就農状況について

商工観光労働部次長 持原道雄

2. 水産業における就業支援対策及び就業
状況について

部参事兼商工政策課長 古賀孝士

経営金融課長 安田宏士

労働政策課長 押川利孝

地域雇用対策室長 篠田良廣

○協議事項

1. 県内調査について

農政水産部

2. 次回委員会について

農政水産部長 伊藤孝利

3. その他

農政水産部次長
（総括） 緒方 哲

出席委員（13人）

農政水産部次長
（農政担当） 原川忠典

委員長 満行潤一

農政水産部次長
（水産担当） 関屋朝裕

副委員長 黒木正一

農政企画課長 上杉和貴

委員 外山三博

地域農業推進課長 山之内 稔

委員 野辺修光

連携推進室長 山内 年

委員 中野廣明

営農支援課長 土屋秀二

委員 横田照夫

部参事兼農村計画課長 矢方道雄

委員 宮原義久

農村整備課長 西 重好

委員 松田勝則

水産政策課長 鹿田敏嗣

委員 長友安弘

漁港漁場整備課長 山田卓郎

委員 権藤梅義

農業改良対策監 井上裕一

委員 濱砂 守

工事検査監 溝口博敏

委員 前屋敷 恵美

事務局職員出席者

政策調査課主任主事 池田憲司
政策調査課主幹 河野龍彦

○満行委員長 ただいまから景気・雇用対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付してあります日程案をごらんください。まず、県民政策部に、前回の委員会の延長としまして、6月定例県議会に議案として提出されました一般会計補正予算に関する事項及び中山間地域における雇用対策について説明していただきます。次に、商工観光労働部に、調査事項に盛り込みました雇用の維持という観点から、その対策と効果について、また前回の委員会で資料要求がありましたセーフティネットについて説明をいただきます。さらに、農政水産部から、農業生産法人への就職を含めた就農支援対策及び就農状況について説明していただきます。その後、7月と8月に予定しております県内調査の計画並びに次回委員会について御協議いただきたいと思っておりますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、これから執行部の説明に入ります。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

前回の委員会に引き続き、県民政策部におい

ていただきました。それでは、概要説明をお願いいたします。

○高山県民政策部長 県民政策部であります。本日は、新しい経済・雇用対策と中山間地域対策につきまして、御説明をさせていただきます。詳しいことにつきましては、担当課長から資料に基づきまして御説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○永山総合政策課長 総合政策課でございます。新しい経済・雇用対策について説明をさせていただきます。

委員会資料の1ページをお開きください。上段の部分に記載しておりますけれども、昨年来の金融・経済危機に対応するため、県では切れ目なく対策を講じてきたところでございますが、いまだ景気の状態は大変厳しいことから、引き続き、県内経済や雇用情勢の回復に向けた取り組みが必要だと考えております。その一方で、今回の経済危機を脱した後の本県の姿を考えますと、将来的課題にも取り組んでいく必要があることから、これまでの経済・雇用緊急対策の趣旨を踏まえながら、将来に向けた産業づくりや地域づくりなど、次のステップにつながる対策を盛り込んだ新しい経済・雇用対策を今回まとめたものであります。

まず、1の緊急的な経済・雇用対策であります。(1)の雇用確保・就業支援につきましては、県内の雇用情勢を踏まえ、引き続き、国、市町村等と連携を図りながら、基金を活用した雇用の場の確保・創出、職業訓練等による就業支援等の対策を講じることといたします。(2)の企業等の経営安定化・雇用維持支援は、中小企業への金融支援、経営相談等による企業経営の安定化を図ることなどにより、企業における雇用の維持が図られるよう、国と連携して取り

組みます。(3)の公共事業等につきましては、国における方針及び県内の経済・雇用情勢の変化に十分配慮しつつ、計画的かつ効果的な公共事業の発注に努めます。

次に、2ページの2の中長期的な視野からの産業づくり対策でございます。世界経済の大調整が避けられない中で、我が国はこれまでの経済成長を支えてきました産業構造の転換が求められており、本県においても地域特性を生かした新たな成長産業の育成や産業振興を図るための課題の解決など、中長期的な視野に立った産業づくりに取り組む必要がございます。このため、(1)の産業振興のための基盤整備として、広域交通ネットワークや情報通信基盤の整備、(2)の農地の有効活用や森林資源の整備等による農林水産業の活性化、(3)の農商工連携による新産業の創出やソーラーフロンティア構想の推進など、今後の本県経済の発展のための基礎固めを行ってまいりたいと考えております。

次に、3の中長期的な視野からの地域づくり対策でございます。(1)の少子高齢化時代への対応として、子育てや障がい者に対する支援、介護人材の確保等を図るとともに、(2)の安全・安心の実現では、喫緊の課題であります医師確保対策を初め、地域医療の再生に向けた総合的な対策を引き続き講じるほか、公共施設の耐震化促進、交通情報等の生活基盤の整備、防災対策、消費者行政の一層の強化、自殺対策など、安全・安心な生活環境の確保を図ってまいりたいと考えております。さらに、(3)の低炭素社会実現として、ソーラーフロンティア構想の実現を初め、新エネルギー、省エネルギーの導入を促進するとともに、CO₂吸収源としての森林の整備、林業の再生を図ってまいりま

す。

次のページをお開きください。今回の6月補正予算案における経済・雇用対策関連事業についてまとめております。あわせまして、補足資料として本日お配りしておりますけれども、それぞれの事業の内容等について記載しましたものをお配りしておりますので、あわせてごらんいただければと思います。今回の補正予算案では、既存の基金を活用した事業や国の21年度補正予算に関連するもののうち、事業の詳細が判明しているものなど、経済・雇用対策として175億円余を計上したところであります。今後、国の事業の内容や各種交付金の配分などが明らかになり次第、さらに補正予算をお願いしていくことになろうかと考えているところでございます。

新たな経済・雇用対策についての説明は以上でございます。

○山内中山間・地域対策室長 中山間地域対策について御説明いたします。

資料は5ページをお願いします。平成21年度の中山間地域対策の方向性と主な事業について掲載しております。中山間地域対策につきましては、昨年度、知事を本部長とする中山間地域対策推進本部を設置しまして、総合的な対策について庁内で検討を進めてきたところです。今年度におきましては、資料にありますとおり、1の集落の活性化、2の日常生活の維持・充実、3の産業の振興、この3つを対策の柱として、さらに、部局横断による施策の集中投入といった方策も取り入れて、体系的、効果的な対策を講じることとしております。

まず、1の集落の活性化でございますが、住民生活の基本的な地域単位であり、中山間地域の活性化のかなめである集落の衰退が大変危惧

される状況にあるというようなことから、当室において、中山間地域集落点検モデル事業、いきいき集落応援事業、中山間盛り上げ隊派遣事業などの取り組みを行っているところでございます。

2の日常生活の維持・充実につきましては、住民が安心して日常生活を送れる手だてを講じることが必要であるという観点から、医療の確保、生活交通の確保など、必要な施策をそれぞれの部局で全庁的に実施しているところであります。

3の産業の振興でございますが、中山間地域におきましては、都市部に比べて、就業人口、生産額ともに農林業が占める割合がやはり高く、基幹産業でもありますことから、所得の向上対策という観点からも、特に農業の振興、林業の振興が重要であると考えております。個別具体の事業につきましては、農政水産部ほか関係部局で実施しているところであります。これらの事業の実施により、雇用の場の確保に努めているところでございます。なお、当室では、新たな産業の創出として、今年度より、中山間地域雇用創出支援事業を実施しております。当室の新規事業のうち、雇用創出に関連する事業としまして、この事業と、中山間地域等創造支援事業につきまして、個別資料に基づき説明をいたします。

9ページをお願いしたいと思います。中山間地域雇用創出支援事業でございます。この事業は、地域資源等を活用した企業等を支援し、中山間地域における新たな雇用の創出を図るものでございます。主な事業概要としましては、企業、NPO法人等から新たな雇用を創出する事業プランを広く募集しまして、すぐれたプランに対して、その立ち上げのための経費を支援

することとしております。補助額は対象額の2分の1以内で、新規創業に係る経費支援としては新規雇用1人当たり50万円、200万円を限度として支援することとしており、現在、事業プランの募集を行っているところでございます。

最後に、10ページの中山間地域等創造支援事業であります。この事業は、関係部局が連携して各種施策を集中的に投入することにより、成功事例の創出を図るための事業と位置づけております。市町村と地域住民が一体となった地域づくりの取り組みについて積極的に支援を行いたいと考えております。事業概要につきましては、①の地域創造枠、②③の一般枠及び条件不利市町村枠の3つの区分で支援を行うこととしております。特に、地域創造枠については今年度新設したところですが、市町村の骨太な地域計画を地域創造計画として位置づけまして、国や庁内各部局等の各施策を連携投入するとともに、この事業によってもハード・ソフト両面で補助することで重点的に支援していくこととしております。事業費は1億55万3,000円を予定しております。

説明は以上でございます。

○満行委員長 執行部の説明は終わりました。御意見、質疑などございましたらお願いいたします。

○坂口委員 1ページの(2)企業等の経営安定化・雇用維持支援、これはやはり必要な事業で、積極的に何とか雇用の維持を図らんといかんというのはわかるんですけど、どうしても縮小せざるを得ない部分というのは出てくると思うんです。それを維持させるのも大変重要なことだけど、新たな拡大という視点からの事業というのは今回の緊急経済・雇用対策で何かあるんですか。

○永山総合政策課長 補足資料のほう、あるいは3ページを見ていただきますと、今お話のありました1の(2)企業等の経営安定化・雇用維持支援という観点では、今回の補正予算としては計上しておりません。中身的には、当初予算でやっておりますセーフティネットの貸し付けであるとかいうものが主な内容になっております。新たな雇用の創出という観点でいいますと、2の中長期的な視野からの産業づくり、このあたりが対策になってこようとは思いますがけれども、具体的に雇用がすぐに生まれてくるという意味では、少し厳しい内容になるのかなと思います。具体的な雇用という意味では、1の(1)の雇用確保・就業支援のところの緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別基金事業、このあたりが雇用の創出というふうな観点になると思っております。

○坂口委員 既存のものを拡大していこうというときにも、(1)は対応できるんですか。

○永山総合政策課長 この緊急雇用創出事業は、6カ月間の短期雇用、緊急的な雇用でございますので、今後も引き続きという意味でいいますと、ふるさと雇用再生のほう、こちらは継続的な雇用に向けた雇用の確保を支援していこうという事業になりますので、新たな雇用を生み出す取り組みということになると思っております。

○坂口委員 くどくなるけど、下のは、雇用経費の補助ですね。ふるさと雇用再生特別というのは雇用経費の補助で、縮小されるのを避けるということでの対象事業と、拡大していくためと、中身的には遜色はないわけですか。

○高山県民政策部長 ふるさと雇用のほうの事業は、今、商工観光労働部でやっている事業でございますけれども、県が、いろいろ新しい雇

用につながるようなことをやりたいという事業を、例えば民間事業者、NPO等に委託いたしまして、基本的には3年間ということですが、それが永続的にできるような事業について委託していくという形になります。民間の提案型の事業を募集していると思えますけれども、それは3年で終わるんじゃなくて、ずっと3年以降もできるだけつながるような事業を提案していただいて、将来的に雇用が継続できるような事業を探していく、そういった事業でございます。

○坂口委員 既存の企業がそれを拡大していこうというときに緊急的に支援しようというのじゃなくて、これは、新たに何らかのアイデアを持って新たなスタートを切ろうというところでしょう。今のを拡大していこうというのに通常の対応しかしていないんじゃないかと。これはなかなか現実的には難しいと思うんです。新たなものを見つけて、審査を経て、これなら将来続くというものを判断できる人もいないし、アイデアを出せる人も少ないと思うんです。でなくて、どうしても縮小せざるを得んと、ここで支援をもらったって、それを維持しておくことが将来の経営にマイナスになるという、3年後にはそれが来るとか、半年後には来るということがわかっていて、なおかつそれしかないというのじゃ、余りにも知恵がないなと思うんです。それよりか、この場でちょっと支援してもらえば拡大できて、余った人材で今度は我々が新たな、製造なら製造でもいいですが、販路を拡大していけるというところに支援するという、本家本筋のものが今回緊急で出てきていないんじゃないかということをお心配しているんです。国との連携というなら、そこらを今後、問題意識として持っていないかということをお尋ね

ているんです。そこらはどうですか。

○永山総合政策課長 委員御指摘のとおり、今、言われたような視点での雇用の創出という事業は、十分には組み込まれていないというふうには思っております。まだまだ組まなければならない事業はたくさんあると思いますので、各部と連携して工夫はしてまいりたいというふうに思います。

○坂口委員 僕は、今回の緊急経済対策はそこらが大きく欠けていて、それが今、一番大切じゃないかなと個人的には思っているんです。そういう問題意識を今後、国と積極的に協議しながら、それを本当に問題だとか必要だと思っておられるなら、そこらも今後の課題として取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

○長友委員 関連ですけれども、緊急雇用創出事業あるいはふるさと雇用再生特別基金事業は、下のは3年間ぐらいの基金事業だったと思うんですけれども、上のも3年間ぐらいだったんですか。

○永山総合政策課長 基金としては3年間使える形になっております。緊急雇用の場合には、雇用期間が半年というふうな制限がございます。

○長友委員 一回、新聞記事にもなったと思うんですけれども、こういう事業を入れて、大体3年間の見通しでどれぐらいの雇用になるというふうな試算をされていますか。

○永山総合政策課長 トータルの数字はまだ出しておりませんが、4月当初の時点で、緊急雇用によるものが市町村等も含めて約400名程度という数字は出ております。

○長友委員 我々が見た数では、こういう事業等を入れることによって2,000名から3,000名ぐ

らいの新たな雇用の創出という記憶があるんですけれども、その程度でとらえていいんですか。

○永山総合政策課長 この緊急雇用事業につきましては、今回新たに積み増し等も行われておりまして、金額的にはかなりの金額がまだ残っておりますので、市町村等から提案があれば、それに十分対応することができますので、恐らく人数的にその程度になるのではないかとこのふうには思います。

○前屋敷委員 10ページで御説明いただきたいんですけど、中山間地域等創造支援事業で御説明いただいたんですけど、1億円余、組まれていて、地域の活性化とともに、経済を活性化させて、雇用にも結びつくということになるだろうと思うんですけど、説明を聞いたり、これを読む範囲では、ちょっとイメージがわからないんです。例えばどういうものを想像すれば理解できるか、御説明ください。

○山内中山間・地域対策室長 実例でイメージしていただくと、五ヶ瀬町の夕日の里を御存じでしょうか。あそこに五ヶ瀬ワイナリーという、あれは農林水産省補助施設で、私どもの中山間地域等創造支援事業の以前の事業、ソフト事業があったんですけれども、そばにレストランがございまして、それはこの補助事業で対応しております。行かれたことのない人はイメージがつかないかもしれないんですけれども、周囲は、県道が下を走っていきまして、上のほうに上がって公園みたいな広場がありまして、ワイナリーがあって、レストランがあって、地元の工芸品等を展示する施設というような、そして展望があって、阿蘇の山並みが見えるという、そういうような事業、複合的な事業を支援していきたい、そういうイメージでとらえていただければ、

それは既存のものですから、新たに市町村等が計画するものについて、この地域創造枠という、いろいろと組み合わせて地域振興につなげていくことによって、レストランを開いたり、ワイナリーによっては、そこに働く人が必要なわけですから、そういうものにできたらいいというふうに考えております。

○前屋敷委員 結局、農業も含めて、地産地消の意味合いであるとか、観光的なものの要素も取り入れたりとか、そういう地域の総合的なものをまとめて形にしていこうということなわけですね。実際、今、そういう方向での計画というものが出てきているところがあるんですか。

○山内中山間・地域対策室長 組み立てから地元の盛り上がりも含めまして、急に、じゃ、この事業と言ったら、ぽっと出てくると非常にいいんですけれども、今、これはいけるんではないかなと、想定なんですけれども、まだ地元市町村といろいろ協議している段階でして、地域創造枠として要件に合うかどうかというのを協議している最中でして、今ありますというふうには御返事できない状況です。

○前屋敷委員 予算は1事業で幾らという上限があるんですか。

○山内中山間・地域対策室長 予算としては枠が実はございまして、3区分に応じて補助率等がありますので、区分が例えばソフト事業で上限500万、ハードは1,000万とか、その区分に応じて——ソフト事業で最大500万、ハード事業で2,000万です。2,500万が上限値になりますので、その範囲内で補助をしていく。これは条件不利市町村の地域創造枠の部分です。ほかのは、さきに申しあげましたように500万であったり、1,500万であったりというような形になっております。地域創造枠だけは今申し上げ

た2,500万が上限です。

○前屋敷委員 結構です。

○濱砂委員 この対象にならない市町村というのはどこなんですか。中山間地域対策のモデル事業とか、主な事業が盛り上げ隊とか応援事業、いろいろあるんですが、県内でこの対象にならない地域というのはどこかあるんですか。中山間地域はどこを示しているんですか。どこでもいいということなんですか。

○山内中山間・地域対策室長 まず、中山間地域というのは、具体的に地域指定を事業ごとに考えておまして、中山間地域というのはどこどこ市町村であるというふうに前提条件はありませんで、もちろん定義はあります。その事業ごとにいろんな状況がございますから、事業ごとによって定めていきたい。例えば、中山間盛り上げ隊派遣事業につきましては、基本的には、わかりやすく言いますと、過疎市町村以外でも対象になり得るというふうには考えております。もともとの事業の目的に沿って、多少、地域というのが、範囲が変わるといって申しわけないんですけれども、対象範囲が事業の目的に応じて変わっていくというふうに考えているんですけれども、その支援をする必要がある、例えば、一つの具体例という申しわけないんですが、いわゆる過疎市町村として指定されていない地域でも、共同生活を営むために集落の草刈り等が困難である、その市町村を通じて集落等から支援の要請があれば派遣をしていくというふうなふうに考えております。

○濱砂委員 例えば、地域雇用創出支援事業も㊦中山間地域ということが出ているんですが、これは宮崎市内ではだめなんだよということですか。私は西都市ですが、西都市ではこれは対応できないですよということなんですか。こ

の対応できる地域ごとのというのはないんですか。

○山内中山間・地域対策室長 中山間地域雇用創出支援事業につきましては、地域指定をしております。地域資源を生かしたコミュニティービジネスというものについては、過疎、山村、離島、半島という、いわゆる地域振興五法指定地域に、農林水産業のセンサスで言います中間農業地域、山間農業地域を加えた地域としております。

○濱砂委員 それは国の定義……。中山間地域という定義そのものがあやふやなんです。こういうのをするんだったら除外される地域とか——雇用創出の問題についてはどこでも適用してもらいたいなという気がするんですけども、宮崎市だって農産加工組合もあるし、どこでもあるだろうと思うんです。雇用創出というのをここに限って——では、中山間地はどこまで限られるのかというと、全然していない。そのままずっと流すというのは、それでもいいんですが、県内においてはどのような地域まで適用できる——例えば適用除外地域というものが出来れば、宮崎市あるいは都城、延岡を除くとか、でない、町の中でこれは話せんということですから、これはどこでも適用できるのかどうかという話なんです。

○山内中山間・地域対策室長 失礼しました。中山間地域雇用創出支援事業につきましては、簡単に言うと、宮崎市内では適用できません。

○濱砂委員 宮崎市だけですか。

○山内中山間・地域対策室長 具体的に言いますと……。

○濱砂委員 幾つも事業があるんですが、これで適用地域というのが、除外地域とかがあれば、地域創造支援事業にしても、いきいき集落応援

事業にしても、盛り上げ隊にしても、全部そうなんですけど、後からでも結構ですが、対象地域というのを出していただくと……。今わかれば。

○山内中山間・地域対策室長 募集要項で具体的な事業実施区域を定めておまして、公募要領等にもオープンにしておるのがあります。まず、中山間地域雇用創出支援事業については、2つの種類が実はございまして、地域資源を活用した部分については、先ほど宮崎市は除外すると申し上げたんですけども、宮崎市の旧木花村、青島村、田野町、高岡町については該当、ただし、もう一つのコミュニティービジネス以外という、創業支援でも2つに分けておまして、もう一つのほうは過疎と山村だけ、これは宮崎市は該当しないというふうに定めております。具体的にそういう形で、募集要項で具体的にどこの市町村はだめですよとか、そこは該当しますと、例えば都城市ですと、旧西岳とか中郷、山之口とかは該当するけどというふうに定めております。説明が不十分で申しわけありません。

○濱砂委員 もう一点。例えば、西米良の米良食品、名前を出して申しわけないんですが、あいう宮崎に工場を進出させて農産加工、製造して販売するというようなのも適用できるんですか。

○山内中山間・地域対策室長 宮崎市で営業しているけれども、西米良に進出するというのであれば該当するんですけども、逆はこれについては該当しておりません。

○濱砂委員 実は、例えば西都でもそうなんですけど、山間地域の人、農村地域の人たちがこちらの店舗に契約して毎日持ってくるんです。コーナーをつくってあるんですが、その辺で人

員を採用するとか、あるいは独自の店舗を共同で出そうとかするときには対象にならないということ、そこを聞いたかったんです。

○山内中山間・地域対策室長 この中山間地域雇用創出支援事業においては、それは該当いたしません。ただ、ほかにもいろいろメニュー事業があると思いますので、特産品を売るという、例えばソフト事業、販路拡大ですとか、そういうものについては——ただ、宮崎市内に販売店を置くというのは難しいかと思います。地元で特産加工品をつくる研究をするというか、アドバイザーを派遣していただくとかいうのは対象になりますけれども。

○松田委員 緊急雇用特例基金、ふるさと雇用再生基金なんですが、こちらのほうで事業のほう、一般の企業ですとか県民向けにPRして、事業内容についての事業策を公募しているというお話でしたが、そうでしたか。

○永山総合政策課長 この事業そのものについては商工観光労働部のほうで実施しておりますけれども、一部、事業を募集しているという話は聞いております。その後の経過についてはフォローしておりません。

○松田委員 その確認までで結構です。

○満行委員長 それでは、ないようですので、これで終わりたいと思います。執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時37分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

前回の委員会に引き続き、商工観光労働部においでいただきました。それでは、概要説明をお願いいたします。

○渡邊商工観光労働部長 商工観光労働部関係について御説明させていただきます。

本日は、まず、前回御質問のありました県内就職説明会の状況について御説明させていただきます。その後、お配りしております資料の目次のとおり、緊急保証制度の承諾状況と雇用維持の取り組みの2項目について御説明させていただきます。それぞれ担当課長等より御説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○篠田地域雇用対策室長 それでは、前回の特別委員会で御質問のありました平成20年度県内就職説明会の状況について御説明いたします。

委員会資料とは別に配付しております1枚紙の前回特別委員会関係資料をごらんください。県内の就職説明会は、毎年、宮崎市、都城市、延岡市、日向市、小林市、日南市の6カ所で開催しております。6カ所で275社の参加があり、求人予定数は2,148人、参加者数は961人で、そのうち就職決定した者は77人となっております。なお、求人予定数2,148人は、参加企業の20年度の求人計画数の合計でありまして、この県内就職説明会のためだけの求人数ではないところであります。

説明は以上であります。

○安田経営金融課長 委員会資料の1ページをお願いいたします。緊急保証制度の承諾状況について御説明申し上げます。

1の保証申し込み件数、承諾件数の状況についてであります。棒グラフは、この緊急保証制度がスタートいたしました昨年11月からことし5月末までの各月の保証協会の申し込みと、その承諾の件数を示しております。濃いほうが申し込み件数、薄いほうが承諾件数であります。下の表をごらんください。この期間の合計で、

申し込みが3,440件、承諾が3,068件、否決が156件となっております。

2の保証承諾額の状況についてであります。棒グラフをごらんください。緊急保証制度が始まった昨年11月は14億5,500万円余りでありましたが、12月から急増いたしまして、12月が65億1,200万円余、以後、1月が61億500万円余、2月が79億2,100万円余と、高い水準で推移いたしまして、3月には年度末の資金需要も重なりまして、これまでの最高で97億100万円余となりました。21年度になりまして、4月が41億4,100万円余、5月が42億4,400万円余と、3月と比べますと約4割、やや落ちついてきた状況となっております。

次に、3の業種別の保証承諾状況についてであります。先ほど説明いたしました承諾等の状況を業種別に整理いたしております。上から承諾件数の多い順に並べておりますが、承諾件数で一番多い建設業では、件数が970件の123億7,600万円余で、件数で全体の31.6%、金額で30.9%を占めております。否決した件数は、建設業の54件、8億6,800万円余、以下、卸小売業、製造業の順となっております。合計で承諾が3,068件の400億8,200万円余、否決が156件の28億2,700万円余となっております。

否決の156件の主な理由でありますけれども、信用保証協会によりますと、1つは、既に借入れが多額で、この申請に当たってこれからの事業見通しが立てられない、そういった場合が最も多いということで聞いております。また、過去に代位弁済を受けて求償権が残っている、こういったケースもあると伺っております。

なお、こういった否決をされました企業に対する対応につきましては、1つは、保証協会内の経営支援室で、また商工会、商工会議所等に

設置いたしております経営支援チーム等でその後の資金繰りでありますとか緊急保証への再申請について相談を受けているところでございます。否決をされた場合、既に金融機関から各企業に対しては、その理由といたしますか、そういったものは説明されているわけでありましてけれども、先ほど言いました商工会等の経営支援チームでは、相談者であります企業に対して、なぜ否決されたのか、例えば立てられた経営計画が十分ではなかったとか、そういったことについて改めてわかりやすく説明した上で、今後の方向性、例えばもう一回経営計画を立て直して再チャレンジをするのが望ましいとか、そうでなくて、例えば既にあります銀行の借り入れの条件変更等、スケジュールを見直すとか、そういったことが効果的であるといった、そういった具体的な方策についてアドバイスをいたします。その上で、今後の5年間の売上計画表でありますとか資金繰り表など、経営改善計画の作り方についても助言指導を行い、場合によっては、その経営者の方と金融機関あるいは保証協会等と一緒に外向いて、経営改善計画等の補足説明等も行う、こういったことで伺っております。県といたしましては、今後とも、金融機関あるいは保証協会、商工会、商工会議所など関係機関と連携を図りまして、この緊急保証制度が有効に活用されますよう努めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○押川労働政策課長 雇用維持の取り組みについて御説明をいたします。

2ページでございます。雇用の維持確保のために県では、宮崎労働局と連携しまして、国の雇用調整助成金制度等の活用促進や、労働相談窓口の設置、情報の提供などに努めております。

まず、1の雇用調整助成金制度についてでございます。(1)の制度の目的についてでございますが、雇用調整助成金制度は、景気変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から生産や売り上げが減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を一時的に休業や教育訓練または出向させる場合に、当該事業主に対して、その負担した賃金等の一部を助成するもので、雇用を守るために雇用保険を原資に、昭和50年に雇用調整給付金として国が創設したところでございます。

(2)の主な内容でございますが、①にありますとおり、申請の受け付けから支給まで宮崎労働局で行っております。②の種類及び助成額等についてでございますが、種類につきましては、アの大企業向けの雇用調整助成金や、中小企業向けに昨年12月創設されたイの中小企業緊急雇用安定助成金がありますが、制度の仕組み等は同じでございますので、ここでは雇用調整助成金と総称して説明させていただきます。助成額等につきましては、ごらんとおり、大企業等への助成率が3分の2、中小企業が5分の4、労働者1人1日当たりの支給限度額は大企業、中小企業とも7,730円、労働者1人当たりの支給限度日数は両方とも3年間で300日となっております。また、教育訓練を行う際の助成額につきましては、大企業で4,000円、中小企業で6,000円となっております、中小企業に手厚いものとなっております。

(3)の活用の状況についてでございます。労働局によりますと、本県では18年度以降、雇用調整助成金の活用はございませんでしたが、経済対策等により制度拡充され、支給要件の緩和や助成率の増加、そういうことが図られた昨年12月から活用され始めまして、その後も支給

の前提となる休業等実施計画の届け出受理件数は増加傾向にあります。表の上段のとおり、平成20年度に251事業所であったものが、本年度は4月の1カ月間で158事業所より届け出が受理されております。

次に、資料の3ページをお開きいただきたいと思っております。2の労働相談についてでございます。労働相談につきましては、相談窓口を労働政策課及び各県税・総務事務所に中小企業労働相談所を設置しまして、労使双方からの各種労働問題に関する相談に応じております。また、社会保険労務士等を労働施策アドバイザーとして委嘱し、定期相談のほか、事業所への派遣による相談にも応じながら、働きやすい労働環境を整備し、雇用の維持を図っているところでございます。(1)の相談件数につきましては、平成18年度が339件、19年度が300件、20年度は344件となっております。(2)の主な相談内容であります。平成20年度で見ますと、賃金や労働時間などの労働条件に関するものが186件、労働保険や退職金共済制度などの勤労者福祉に関するものが51件、就職や配置転換などの雇用に関するものが50件となっております。(3)の広報、情報提供についてでございますが、仕事と家庭を考えるフォーラムの開催ですとか、仕事と家庭の両立応援宣言事業の取り組みなどによる啓発ですとか、広報誌、県のホームページ等により労使双方に対して各種制度、関係法令等の周知を図ることなどによりまして、労働環境、雇用環境の整備に努めております。今後とも、労働局やハローワーク、労働基準監督署など関係機関と連携しながら、雇用の維持が図られるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○満行潤一委員長 執行部の説明が終わりまし

た。御意見、質疑等がございましたらお願いいたします。

○松田委員 2点お伺いします。1点は、関連資料でいただきました県内就職説明会の状況に基づいてなんですが、就職説明会を開く目的をお教えいただけますか。

○篠田地域雇用対策室長 県内就職説明会は、8月に6カ所で開催しておりますが、目的といたしましては、U・Iターンをされる方の仕事の場の提供、マッチング、あるいは新規学卒者のマッチングの場ということで考えております。

○松田委員 先年度のデータを見ますと、参加企業275社が求人、人を求めて参加していらっしゃる。そのうち、参加者に対しまして決定者が77人ということで、1社当たり1人という数にもなっていないんですが、これはどういうふうに分析していらっしゃるのでしょうか。

○篠田地域雇用対策室長 77人の就職決定ということは、例えば参加者が企業の求める人物像に合っていなかったんじゃないかというふうに分析しているところでございます。

○松田委員 マッチングの相違というのが大きな原因になってくるんですけれども、77人以外、参加者が961人ですから、ほかの800人ぐらいの方々、今回マッチングできなかった参加者の方に対してその後、何か策は講じていらっしゃいますか。

○篠田地域雇用対策室長 宮崎労働局とか、これからやるところのいろんな就職説明会、そういう情報等を提供しております。

○松田委員 情報の提供ということなんですが、就職意欲を持って来られた方々が、企業の条件が合わないということだけではない、さまざまな要素があるかと思うんですけれども、そ

のフォローが大事だと思うんですね。せっかく就職したいと思ってわざわざ足を運んでいらっしゃる方々、たまたまあるいは何となくぐずぐずという感じでその日は即決ができなかったけれども、その後、第2、第3でフォローの手を差し伸べると、就職に結びつくということはたくさんあるかと思えます。その説明会だけではなくて、その後フォローするというのを、個別にダイレクトメール等々難しいかと思うんですが、そういったことは考えられないですか。

○篠田地域雇用対策室長 その場で、ふるさと宮崎人材バンクがありますけれども、その登録を勧めるコーナーを設けたり、あるいは若手の方の40歳未満の方を対象に、ヤングJOBサポートみやざき等を紹介しながら、その後、また情報提供していくという形をとっております。

○松田委員 今までどおりの就職のあり方あるいはマッチングということでは、こういうふうに職を求めている人が多い時代でも、なかなか効果が上がりづらいかと思えます。一歩突っ込んだ細かい指導、支援をお願いしたいと思えます。

もう一点、先ほど総合政策課のほうからも伺ったんですけれども、雇用創出案、これは、ふるさと雇用再生特別事業を推し進める中で、3年間の継続、1年以上の雇用を求める方々のという策なんですが、これは県のほうのアイデアだけではなくて、民間からも雇用の事業案を募集しているというふうに伺ったんですが、内容をお教えいただけますか。

○篠田地域雇用対策室長 5月1日から5月29日まで、予算規模は3億円なんですけれども、原則10団体程度ということで、ふるさと基金を使った民間企画提案型の事業を募集したところ

でございます。現在は54の応募がありまして、採択に向けて内容の審査とかヒアリング等を行っているところでございます。

○松田委員 その審査結果はいつぐらい公表されますか。

○篠田地域雇用対策室長 なるべく早く公表したいという形で、今現在、事務を進めておるところです。

○松田委員 ぜひぜひ精査をいたしまして、民間のニーズに合った雇用の案を上げていただきたい、このように思います。以上です。

○外山三博委員 1ページのセーフティネット保証の数字がありますけれども、合計3,440、承諾3,068、これはセーフティネットの保証だろうと思うんですが、これ以外の一般の保証申し込みと承諾は別個にあるんでしょう。全部ひっくるめた数字なんですか。

○安田経営金融課長 この資料はセーフティネットのみの数字であります。

○外山三博委員 ということは、この期間の通常の保証申し込みと承諾はどのくらいあるものでしょうか。

○安田経営金融課長 件数はまとめてありませんので、金額だけですが、昨年11月から5月まで、金額で674億3,500万円余の保証を承諾しております。

○外山三博委員 このセーフティネットと一般の保証と合計した額、前年と比べて相当ふえたんですか。

○安田経営金融課長 平成19年度と20年度の比較で申しますと、件数が19年度が6,744件に対して8,953件、金額が663億500万円に対して937億8,900万円、金額でいいますと約41%の増ということになっております。

○外山三博委員 保証申し込みがそれだけふえ

たと。今度はこの期間の、これまで保証していた分の未払いというのか、保証倒れというのか、件数はどうだったんですか。

○安田経営金融課長 19年度と20年度の比較で申し上げますと、19年度が34億7,500万円余、20年度が45億3,800万円余、約30%の増ということになっております。

○外山三博委員 保証倒れが相当ふえていますね。これに対して何らかの指導なり対応なり、特段されたんですか。

○安田経営金融課長 19年度に比べまして、20年度の代位弁済がふえている状況にあります。保証協会といたしましても、期間中の、保証している途中の指導といたしますか、保証しっ放しではなくて、保証した企業の中でも厳しいところについては金融機関等と連携して、そのあたりの状況の把握、そういったことをやられているというふうに伺っております。ただ、代位弁済の増加の状況といたしますのは、昨年来の景気の状態もありまして、全国的にこういった増加傾向にあるというふうに、そういうところであります。

○外山三博委員 この数字を聞いて、はっきり景気の悪さが企業経営を直撃して、これだけ代位弁済がふえた、倒産に追い込まれていったというような形ですね。倒産までしないにしても、そういう場合にセーフティネットにのせてあげるとか、そういうのはないですか。

○安田経営金融課長 当然、代位弁済に入る前に、例えば資金繰りでありますとか、そういったことが大変厳しい中で、企業がどうやって運転資金なり、そういったものを確保するかが求められます。その役割がこのセーフティネットというわけでありまして、代位弁済に行く前にいろんな、例えばこれまでの保証

とは別枠で今回の緊急保証というのは認めているわけですから、当然、今回保証している中にはそういった、もしこの緊急保証がなければ代位弁済とか、そういった厳しい状況に行ったかもしれないんですが、このセーフティネットがあることで経営が継続できているといった場合も多いというふうに考えております。

○外山三博委員 景気が一応底入れしたというふうに政府のほうも言っておりますが、この5月以降、6月がもう終わりますが、代位弁済の件数が6月に入ってやっぱり前年よりも多い傾向でいっているのか、大体平常時に戻ったのか、最近の動き、その辺はどうなんですか。6月の話だから、まだ資料には出てこないですか。

○安田経営金融課長 代位弁済の件数だけ言いますと、1月が47件、2月が49件、3月がやはりふえまして64件ございましたが、4月が33件、5月が35件、やや落ちついている状況にはありますが、ただ、依然として全体としては厳しい状況がございますので、今後ともそのあたりは十分見ていかなくちやいけないというふうに思っております。

○長友委員 緊急保証制度ですけれども、このグラフで3月は申し込み件数よりか承諾件数がふえているんですけれども、これは何か理由があったんですか。

○安田経営金融課長 申し込みと承諾は、単純にその月の合計を足し上げていますので、例えば2月に承諾と申し込みの差がありますけれども、2月に申し込みを受けたものが結果として3月に承諾されたということでこういったことになっております。信用保証協会では、申し込みがありますと、原則として11日程度で判断していこうということで、できるだけスピーディーにやっているわけですが、結果としてこ

ういう差が、タイムラグが生じているところがございます。

○長友委員 承諾件数が3,068件ということですが、宮崎県の中小事業所数は総数としてはどれくらいあったんですか。対象になるような事業所数。

○安田経営金融課長 いわゆる事業所統計で申しますと5万7,000件、企業数ではないんですが、事業所統計では5万7,000件余ということになっております。

○長友委員 事業所数が5万7,000事業所数ぐらいあって、3,000件ぐらいが借りられたということで、それが多いのか少ないのかというのはわかりませんが、その辺でとどまっていると。また、真ん中のグラフを見まして、12月から3月ぐらいの保証承諾額からすると、4月、5月、件数も減っていると思いますけれども、承諾額も減っていますけれども、宮崎の中小企業の状況からして、保証というのがこの辺で落ちついたのかどうか、これで宮崎の経済を支えている中小企業というのが安定してきたのかどうか、その辺の分析はどうされていますか。

○安田経営金融課長 先ほど事業所数で申しましたけれども、企業数でいいますと、約4万1,000社ほどございます。今回のセーフティネットも含めてなんですが、信用保証協会では保証でかかわっている企業というのが約1万2,000社、約28%強の企業が信用保証協会では何らかの保証をとられていると。ただ、近年、徐々にであります、信用保証協会の保証を利用される企業の割合が増加しておりますので、そういった意味では、保証協会の保証を活用していく必要があるといえますか、そういった企業もふえているのかなというふうに思っています。

今、委員おっしゃられましたこれからの見通しですが、2番目の表にありますとおり、3月が確かにピークはあるんですが、4月以降もここにありますが41億円、42億円ということで、このセーフティネットに対する利用は底がたいというふうに考えております。その後、現在、6月の申し込み状況ですが、件数としてはやや増加の傾向がございます。まだ統計としてまとまっていないんですが、信用保証協会に伺いますと、やや増加していると。ただ、申し込みの平均の金額が少し小口になっているということを伺っています。やはり2月、3月ごろに申し込まれた企業よりももうちょっと零細の企業まで厳しくなって、この制度の申し込みがなされているのかなということをお考えすると、いましばらくしっかりとそのあたりを見ていかなくちゃいけないなというふうに考えております。

○長友委員 全国の実績が54万社で11兆円を超えているということですから、経済的な指標から、100分の1ぐらいから考えると、宮崎県でも5,000社ぐらいは相当してもいいんじゃないかという感じになるわけですがけれども、件数は緊急保証だけ見ますと3,068だから、まあまあかなという感じはするんですけど、ただ、直接ここが倒れますと失業者が出てしまうわけですから、今までも踏ん張ってきてもらっていますけど、何とか踏ん張って、しっかりした保証というのをやっていただきたいと思います。

それと、156、否決されましたけど、内容的には説明がありました。場合によっては、貸せないの、今借りている部分の条件変更とか、そういうところあたりも進めているという話もありましたけれども、精査した上でのこういう結果ではあると思います。代位弁済のおそれ

がまた発生するということもあるでしょうから、ただ、個別にまたアドバイスをしっかりしていただいて、少しでも倒産をしなくて済むような方向での指導をお願いしておきたいというふうに思います。以上です。

○榎藤委員 同じ項目ですが、先ほどの説明の中で、156件のほうに、要するに代位弁済で残っている例というような説明があったかなと思うんです。残っているところは、非常に厳しい経済環境にさらになったわけだから、もうほとんどだめですよという解釈になるのかどうか。逆を言えば、そういうところでも、左側の3,068件の中に入ったところ等があるのかどうか、代位弁済という致命傷を持ちながら。

○安田経営金融課長 先ほど代位弁済のケースもございましたという話なんですけど、156件の中で18件ほどございました。委員のお話のように、大変厳しい中でのということで、私ども同じ理解もあるわけですが、現在の制度の中では、どうしても過去のそういったものが整理できない中では新たな保証ができないという制度の中での運用でございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○榎藤委員 そうすると、私たちが思うのは、セーフティネットの制度ができて適用しようということなんだけど、そういうところはスタートラインに並べませんよというような解釈になってくると思うんですが、仕方がないといえば仕方がない話ですが、それと、経営計画の見直し等の指導をしたということなんですけど、そういうところは指導のしようがないというような形で、18件とはいいながら、出していないところが多いとか、そういうことで、通常以上に踏み込んだセーフティネットの対象としても救ってあげられませんよと、今回の制度でもだ

めですよということなのか。あるいは経営指導ということをする中で、さっき長友委員から出たように、何らかの返済計画を軽くしてやるとかというようなこと等があって、受けられるようにしてあげたとか、そういうことがあるのかないのか。

○安田経営金融課長 まず、先ほど経営計画の作成の指導とか、そういった支援を行っているという説明を行いましたけれども、それは156件の中で約100件ほど、100件以上ですが、そういったことでなかなか経営計画が立てきれていないということなので、そういった企業については、もちろんそのすべてではないんですが、専門家が入ってもなかなか経営計画が立てられない場合もあるんですが、専門家が入れば逆にうまくいく企業もあるわけですから、専門家の助けがあれば何とかなれるという部分は積極的にやっていきたいというふうに考えております。そういった取り組みを今、行っているところであります。

一方で、権藤委員が言われた代位弁済につきましては、先ほどもお話ししたように、今の制度でいうと、過去の代位弁済がある企業については、今の保証制度というのは適用できないということになっております。ただ、実は、確かに過去の代位弁済はあるんだけど、その企業というのはいいものがあるって、将来的には何とか救えるんじゃないかというような議論というのが全国的にございまして、そういった中でいうと、従来、信用保証協会の代位弁済というのは原則的には全く免除とかいう制度はなかったわけですが、平成18年から保証協会の代位弁済についても、いろいろ要件がございまして、例えば公的な支援機関の計画の認定を受けるとか、なかなかハードルは高いんですが、そういっ

たことを受けると、代位弁済の一部とか全部を免除できるというような制度も全国的にスタートいたしました。県の信用保証協会でも1件、そういった制度を活用して、その企業が立ち直ったといたしますか、そういった事例もございまして。今後こういった制度も積極的に活用しながら、今言われたような部分を何とか手当てできないか、保証協会等とも十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○権藤委員 私は、見きわめ指導というのも大変難しい内容だろうというふうに思うんですが、今回のセーフティネットの特徴というのは、従来よりも激変、がくっと売り上げ等が落ちてきたということで適用を受けるんだと思うんですが、では、いつになったらそれが改善されるのかという予測は、トータル的なものもあるし、業種によっても早いものと遅いものがあるのかなと思うんですけど、そういう中で、逆に、この事業については国も代位弁済等が今後ふえる、保証協会の代位弁済がふえるということを目安しながら、激変緩和のためのカンフル注射でやりましょうということであっても、やらざるを得ないんじゃないかと思うんです、そうすると、セーフティネット等で3,000件ですか、この中には相当に、言葉がいかんけれども、危ない橋みたいなものがあるのかなと思います。それは今、結果を点検しろといっても点検できんわけですけど、資金を使い切った後に力が尽きて、景気が改善せんから、ばったりいくというケース等は、今後、保証料の引き上げとか、そういう面で確保しておかないといけないんじゃないかという気がするんですが、それがこの制度かもしれないんですが、非常に難しいのは、厳密にやれば、こっこの156件が200件になったり300件になったりするという話で、非常に難

しいと思うんですけど、またさつき長友委員が言われたように、何らかの負担というか、支払い期間の延期、その他を含めて、企業が持ち直して存続するということは、つぶれるということよりも、少ない利益ぎりぎりでもずっとやっていって、景気がよくなれば雇用とか、そういうものが保証ずっとされ続けるわけですから、そういう面からも、幾らかのリスクというのはありながらも、この法の精神というのはそういうところにあると思いますので、保証料が高くなることも含めて、それは国も出す、県も出すという確保しての景気対策ですから、私が一部聞いているのは、銀行に出したけど、保証協会に行かずに書類がとまって、そして、保証協会に行かんのかといったら、銀行の判断でこれは無理だと。本当に無理かもしれんわけです。だけど、本人のところには、市の商工会議所で推薦みたいなことをしてもらおうんですが、その書類の期限が切れてからでないかわからんと。多いから期間がかかったんですわというのがあるかもしれんけど、企業にしてみたら、いつ心臓がとまるか、そういう救急医療みたいな状況のもとですから、その間、体制的にも審査する人をふやすとか、そういったこと等含めて、ぜひ企業の側で配慮のある施策を推進してもらうように、保証協会もですけど、銀行の指導も含めてしてもらわないと、これは絶対だめという人は早く言うとか、そういうことをお願いしたいというふうに思います。

○安田経営金融課長 委員お話をされた件、大変大事なことだと思っています。幾つかございましたけれども、1つは、企業の改善の見通しというのがなかなか立たないという中でいうと、セーフティネットというのは、例えば返済の据え置き期間を1年とか2年置いた上で、あ

る程度長期な返済計画を求めます。その際に、この借り入れだけではなくて、例えば全体としての資金の返済計画とか、そういったものが大変重要でございますので、そのあたりの指導なり、保証協会なり銀行で全体としてその企業が何とか維持できるような、そういったことをとっております。この制度というのは、そういった厳しい状況の中で国において緊急的に取り組んでいくわけでございますので、私どもも、保証協会、金融機関と、ぜひそういった前向きな対応をとということで、もちろん基準はございますが、その中でいかに前向きにやっていけるかということが一番大事かなというふうに思っています。

最後に委員言われました銀行の窓口でというお話は、そういう御指摘もありましたので、実は5月に、銀行の審査部門、実際に審査をされる方と意見交換会を行い、そういったことがないようにというお話もさせてもらったんですが、その際、銀行からは、この緊急保証は100%保証協会の保証がついていまして、銀行としてはリスクがないということもあって、積極的にやっていくということがありまして、特にこの2月以降については、市町村の認定の件数と保証協会に上がってくる件数がほぼイコールということから考えますと、銀行の窓口で今おっしゃられたようなことはほとんどなくなってきているのかなというふうに考えているところでございます。

○濱砂委員 関連。セーフティネットと一般のマル保の銀行の負担割合というのは違うんですか。

○安田経営金融課長 通常の保証につきましては、保証の一部を銀行にも負担していただく、責任を分担していただくということで、中身

によっては2割とか3割、銀行に負担をお願いする場合がございます。

○濱砂委員 セーフティネットと一般のマル保の資金の銀行の負担の割合は違うんですかということですか。

○安田経営金融課長 基本的には、貸し付ける原資については銀行の資金ですから、どっちも銀行の資金です。違いは、保証協会の保証割合が違うだけです。セーフティネットは100%保証協会が保証します。その他の分については7割とか8割、保証協会が保証します。そういった状況になっております。

○濱砂委員 例がよくあるんですが、特に銀行が、例えばプロパー資金を貸している部分とか、例えばプロパーを1,000万貸している、あるいは一般のマル保を1,000万貸している。申し込みに行くと、いや、あなたのところは、経営改善は、もう少し余裕を持ったほうがいいですよ。本人は欲しいわけですよ。資金繰りを余裕づけるために欲しいんですよ。申し込みに行くと、今いい機会ですから、これを含めて2,000万円を申し入れなさいということなんです。事業主は期待をして持って行くわけですよ。申し込みをする。ところが、保証協会は、2,000万円提出しても、分引きするんです。銀行が計算ずくで持って行くんでしょけど、結果的に800万削減して1,200万円の融資決定がなされたとか、あるいは1,000万だったという、銀行は自分たちの負担を恐れて避けるわけですよ。銀行が本来負担すべき部分を公的負担にかえてしまうというものが中に考えられるんです。その辺はどうですか。

○安田経営金融課長 このセーフティネットについては、企業の運転資金なりそういった新しい資金が必要なわけですよ。場合によっては、借

り入れをまとめて、最終的にその負担が軽くなるというのをねらう場合もありますが、ただ基本的には、真水といいますか、資金が企業に行くことが本来の目的でありますので、そのあたり、本来の目的が逆転するようなことは望ましくない、当然そういったことは金融機関との意見交換の中でしっかり指摘していきたいというふうに考えております。

それと、先ほど私、保証は、7割の場合、8割の場合と言いましたけど、すべて8割です。申しわけありません。

○濱砂委員 真水の部分が非常に少ない。銀行が得するんです。特に第一地銀が多い。事業者は、やっぱり欲しいものですよ。申し込みするんです。一般のプロパー資金を銀行が直接貸している。保証は、ある程度保証人にとっていいのか、一般の保証をかけているのかわかりませんが、あるいは一般の保証づきが今、残高1,000万残っているのを1,500万、あと500万積み増してセーフティネットかけませんか。その商談の中で、ぜひやってくださいということになって、申し込みをするが、保証協会では1,200万だとか1,000万に経営状況を見て削減してくるんです。

だから、一つお願いしたいのは、今までのものをおいて新たなものを保証する、あるいは今1,000万のマル保があれば、あと1,000万追加部分はセーフティネットで、こっちは今までどおりで銀行と商談ができんのかなという……。銀行がうまく活用している分も確かにあるんです。ずっと前から、始まって以来ずっとのことなんですけど、うまくできんかなと思うんです。負担が公的負担にすりかわるという銀行のやり方をセーブするようなものが……。でないと、事業者は借りたいけれども、借り入れた金額が

ほとんど変わらんというのが結果なんです。2,000万欲しいけれども、1,000万今まで持っていたのを含めて、真水が1,000万あって2,000万申し込む、ところが、実際におりる金は1,200万ぐらいだったと。結局、保証がセーフティネットに入って、本人は200万の真水しかなかったというようなのが結構あるみたいです。うまくひとつ調整をとっていただきたい。

○安田経営金融課長 今、委員の御指摘のようなケースというのは、今回のこの制度の本来のねらいから少しずれているというのがあると思っています。私ども、この制度を含めて、県の融資制度等々で金融機関との意見交換会を頻繁にやっております。そういった中で、今のようなお話はしっかりと伝えて、改善を働きかけてまいりたいと思います。

○前屋敷委員 雇用調整助成金のことで御説明いただいたんですが、活用状況のところですが、20年度に251の事業所で対象者数が2万4,807人、21年度4月のも出ていますが、これは単純に、251の事業所が活用して2万4,807名の方の雇用の維持につながったというふうに解釈してもいいんですか。

○押川労働政策課長 そのとおりです。

○前屋敷委員 単純にいきますと、事業所数が251ですから、1社100名ぐらいの割合になるんですけど、規模としては、これは中小企業の部類に入るといえることですか。

○押川労働政策課長 平成20年度の12月から3月までの状況がこの251件なんですけれども、これを見ますと、大企業が22社、中小企業が229社となっております。

○前屋敷委員 これは12月から3月の内訳ですか。大企業が22社、中小企業が229社、企業名などはわかりませんかでしょうね。

○押川労働政策課長 わかりません。

○満行委員長 以上で終わりたいと思います。執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時31分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

農政水産部においでいただきました。私は、この特別委員会の委員長に選任されました満行潤一です。時間の都合上、委員の紹介は省略させていただきますが、私ども13名がさきの県議会で委員として選任され、今後1年間、調査活動を実施していくことになりました。当委員会の担う課題の解決に向けて努力してまいりたいと思いますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、執行部の幹部職員の紹介並びに概要説明をお願いいたします。

○伊藤農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくお願いいたします。

まずは、委員の皆様方におかれましては、日ごろより本県の農水産業施策の推進に多大な御理解、御協力をいただいております。この場をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。

それでは、お手元の特別委員会資料を1枚お開きいただきまして、資料1ページをごらんいただきたいと思います。農政水産部幹部職員名簿を掲げておりますけれども、本日は時間の関係もございましたので、名簿の配付により紹介にかえさせていただきます。

本日、農政水産部のほうからは、就農支援対策及び就農状況について、並びに水産業における就業支援対策及び就業状況について御説明を

させていただきます。御案内のとおり、担い手の減少、高齢化が進行する中で、本県農水産業の持続的な発展を図っていくためには、多様な担い手を育成確保していくことが喫緊の課題であると考えております。このため農政水産部では、他産業からの参入者を含めまして、就農就業定着に至るまでの各ステージにおいてきめ細かな支援を実施しておりますけれども、昨今の景気の低迷等によりまして、全国的にも農水産業分野における雇用に注目が集まっております。このため、先般の1月補正予算で実施しました経済・雇用緊急対策におきまして、農水産業への新規就業希望者の臨時雇用によりまして支援等の雇用対策事業を実施しておりますけれども、きょうは、このような取り組みの詳細等につきまして、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願ひします。

〇山之内地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。

就農支援対策及び就農状況につきまして御説明申し上げます。

農政水産部の資料の2ページをごらんください。まず、1の多様な担い手の育成確保に向けた総合的な支援対策でございます。(1)に基本的な考え方を示しております。担い手の減少や高齢化が進む中で、多様な担い手の確保や企業的な経営体の育成は、本県農業の持続的な発展を図る上で最大の課題であると考えております。このため、即戦力となる人材の育成確保や、他産業からの農業参入を促進するなど、担い手の育成確保に向けた総合的な支援対策を講じることとしております。

支援対策の具体的な内容でございますが、

(2)にありますように、啓発・相談から定着まで各段階に応じまして関係機関・団体等と連携を図りながら、きめ細やかな支援に取り組んでいるところです。主な内容を説明申し上げますと、まず就農啓発・相談では、就農相談センターを設置するとともに、県内外で就農相談会を開催しております。次に、就農準備のための支援として、各種研修や研修資金の貸し付けなどを行っております。また、円滑な経営開始のため、初期投資の負担軽減策や農地のあっせん、さらには無利子の就農支援資金の貸し付け等を行っております。そして、実際に就農されまして、経営の安定を図るため、地域において普及センター等による指導を行っております。

続きまして、3ページをお開きください。

(3)の新規就農者の確保状況でございます。平成20年の状況は、①にありますように、219人となっております。内訳は、農業後継者が124人、それ以外の者が95人となっております。また、②の農業法人の雇用状況ですが、本年1月の調査では、1法人当たり13人の雇用となっております。最近の動きとして、③にありますように、就農相談件数、農業法人への新規就農者数、農業実践塾への応募の増加など、従前にも増して就農への関心の高まりや農業分野における雇用の増加が見られるところです。

次に、4ページをお開きください。(4)の他産業からの農業参入でございます。①の参入状況でございますが、他産業から農業に参入する企業は、表のとおり年々増加しており、本年1月1日現在で58法人となっております。業種別では建設業からが、また部門別では野菜が最も多い状況でございます。県としては、②にありますように、フロンティア法人活動支援事業や農業法人設立促進事業により、啓発・相談か

ら参入までの支援を実施しているところでございます。

(5)の今後の課題でございます。離農の状況につきまして、農林業センサスのデータでは、平成12年から平成17年の5年間で販売農家の4,189戸が離農している状況でございます。今後、農家から経営体への意識改革、経営の継続安定に向けた支援を行うとともに、経営資源を継承する仕組みづくりや円滑な就農に向けた支援体制の充実強化を図ることが必要であると考えております。

次に、5ページをお開きください。2の経済・雇用緊急対策における取り組み状況でございます。まず、(1)の経済・雇用緊急対策に係る支援事業といたしまして、本年1月の補正予算により2つの事業を実施したところです。そのうち①のみやざき農業チャレンジ支援事業では、県有農場の管理等のため、農業に関心のある方を臨時雇用するとともに、各地で就農相談会を開催したところでございます。また、②のみやざき農業支援人材獲得事業では、農業法人等と県内外の求職者等のマッチング面接会や、試用期間中の雇用経費を支援したところでございます。(2)の取り組み成果といたしまして、さきの2つの事業により新たに45名の方が農業分野に進むことになったところでございます。

(3)の今後の取り組みですが、①のチャレンジ精神のある多様な人材育成事業、みやざき農業経営力強化支援事業、宮崎発・大地を活かす農商工連携ビジネスモデル創出事業の3つの事業の予算を本議会でお願しているところでございます。これらの取り組みによりまして、総合的な就農支援対策をなお一層充実強化してまいりたいと考えております。

地域農業推進課からは以上でございます。

○鹿田水産政策課長 水産政策課です。

水産業におきます就業支援対策及び就業状況について御報告させていただきます。

1の(1)の基本的な考え方でございますが、やはり漁業におきましても、就業者の減少、高齢化が進行しておりまして、そういった中で漁業就業者の確保育成が必要となっております。このため、漁業就業に関する情報の収集と発信、窓口相談の設置等におきまして、マッチングを推進しますとともに、漁業を体験する研修の実施、漁労技術の習得及び漁業に必要な資格の取得のための講習等の就業支援によりまして、本県水産業を担う意欲と能力のある漁業者の育成確保を図っております。

(2)に具体的な支援の内容を書いております。まず、情報発信の部分ですけれども、相談窓口——漁業就業者確保育成センターと呼んでおりますが、こちらを県漁連内に設置しております。そこで就業希望者からの問い合わせの対応等を行っております。また、毎年、都市部で開催されます漁業就業支援フェアに参加しまして、そちらで漁業に関心のある方に対する情報発信、また短期漁業研修等の紹介を行っております。次の技術習得支援でございますが、現場での長期研修の実施とありますが、これは、就業者支援フェアでマッチングした新規漁業就業希望者に対します漁業研修制度——国の制度ですが、こちらを活用することを考えております。また、県の高等水産研究所におきまして、技術・資格取得の研修等もメニューは用意されております。次に、実際に漁業を始めるに際しての資金の問題でございますが、漁業経営開始時に必要な漁船や漁具等の施設整備費や技術習得のための研修費用について、制度資金により支援を行っております。実際に経営を始めてか

らの支援でございますが、漁業者の方で漁業士というふうに県が指定しておりますが、こういった漁業士によります漁業技術や経営ノウハウの指導ということ、もう一つは、県の水産業普及指導員によります技術指導と経営相談ということを行っております。

次のページの(3)に新規の就業者の状況を示しております。①の表ですが、新規就業者の推移とありまして、平成16年から平成20年、1月から12月の区切りですが、示しております。平成20年につきましては、28名、新規就業がありまして、内訳は下のとおりとなっております。②ですが、上の新規就業者の定着状況をことしの5月に調べたものですが、お示しております。平成17年に44名、新規就業しておりますが、その方たちで現在も漁業を継続されている方は31名ありまして、定着率70%となっております。他の年度につきましても、近い年度になりますと、まだ90%以上ということなのです。

2の経済・雇用緊急対策における取り組み状況ですが、これは21年1月の補正事業で県の単独事業で行ったものでございます。漁業就業を希望する方を対象に現場での集中的な研修を実施し、その費用を県が負担する、補助するというところでございます。こちらの事業で14件、問い合わせがあったのですが、実際に7名の方について面接を実施しまして、研修場所や研修期間の御都合が合った5名を対象に実際の研修を行っております。(2)の成果でございますけれども、この5名のうち4名につきまして、研修受け入れ先の漁業、これは定置漁業ですが、4月に正式に雇用になっております。

3の今後の取り組みでございますが、先ほど御紹介しました既存の県の取り組みについて、一層、業界との連携を図りまして、取り組んで

いきたいと考えております。また、国の補助事業ですとか今後の補正予算でも雇用の緊急対策というものが出されておりますので、そちらを積極的に活用したいと考えております。以上でございます。

○満行委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑などございましたらお願いいたします。

○横田委員 3ページの上の表ですけど、非農家出身者で農業経営を開始した人が40名おられるというふうに書いてありますが、この40名の方は、例えばハウスとか牛舎とか、そういうのは新規で建てられているということなんでしょうか。

○山内連携推進室長 新規に参入する場合は、就農支援資金等を活用した形で新たにハウスを建てられるとか、あるいはハウスにつきましても、離農家の中古ハウス、そういったものを初期投資の軽減という形で入手するとか、そういった形態になっております。

○横田委員 4ページで販売農家の4,200戸近い人が離農しているというふうに書いてありますが、この4,200戸の中には後継者がいなくて離農された方もたくさんおられると思うんです。私は以前から言っていたんですけど、農業後継者といったら家族のことをいつも言いますが、別に家族でなくてもいいと思っているんです。今まで農業をやってきたところに全く第三者の人が、いわゆる家族の後継者みたいな形で入って行って、1年、2年、一緒に営農していただきながら、技術指導もしてもらって、そのまま経営を譲り受ける、そういう形で新規参入ができれば、スムーズに入っていけるんじゃないかなと思うんです。経営をやめようとしておられる方を新規で入りたい人に紹介すると

か、そういうのがあったら非常にいいんじゃないかなといつも思うんですけど、そこらあたりいかがでしょうか。

○山内連携推進室長 確かにセンサスで見ました場合、平成17年センサスで後継ぎのいない販売農家が62%ほどありまして、確実にそういうような状況でございます。委員御指摘のような取り組みにつきましては、昨年、例えば新富町で施設果樹の経営を技術力のある県外からの方が、そういった施設を就農支援資金を借りることによって継承し、さらには1年間から2年間かけまして、その農家の方が技術研修も行いながらやっているというような事例もあります。そういった取り組みにつきましては、農業振興公社等に設けております就農相談センターの中でそういった農家とのマッチング等も取り組んでいるところです。まだ数的にはそうありませんけれども、こういった取り組みはきちんと伸ばしていくことが必要だというふうに思います。

○横田委員 実践例もあるということですので、その実践の内容を吟味していただいて、多分、非常にいい成果が出るんじゃないかなと思いますので、さらにその輪を広げていただけたらいいなと思います。よろしくをお願いします。

○山之内地域農業推進課長 委員御指摘のあったような取り組み、類似した取り組みとしては、びたっとはいきませんが、例えば就農アドバイザーということで、地域の先進農家をお願いしまして、そこでマンツーマンの指導をやるというような取り組みもございまして、昨年度はそういう形が28組やられたところでございます。そういう形でもって新規参入者が地域に溶け込んでいって、新たに農地とかあるいは施

設を継承していく、そういうシステムづくり、仕組みづくりが今後重要ではないかと考えておりますので、委員御指摘の点を踏まえまして、着実に進めてまいりたいと思います。

○中野廣明委員 4ページ、今後の課題という5番目です。販売農家の離農状況、私は、農業をやめる人ばかりだと思って、経営主体が65歳未満、これは年をとって行ってという話でしょうけど、減少数から65歳未満を引いた約2,300農家ぐらい、どういう理由で離農したか、そういう分析はしているんですか。

○山之内地域農業推進課長 農林業センサスのデータにつきましては、詳細な分析というところまでは現実には至っていないわけでございますけれども、ただ、国のほうの全国的なアンケート調査がございまして、農業構造動態調査報告書というのがございますけれども、あくまでも全国的なデータということで見てみますと、離農した主な理由としては、主たる農業従事者が高齢化したためというのが44%ぐらい、病気や介護等により農業が続けられなくなったためというのが29.6%ほど、農家以外の仕事に就職または専念するためというのが約15%ほど、農業では十分な収入が得られないためというのが約14.8%というような全国的なデータはございます。

○土屋宮農支援課長 昨年12月ですけれども、普及センターのほうで、原油とか飼料の高騰の影響で離農した農家、あるいは作物を転換した農家というものの調査をした結果がございまして、御紹介したいと思います。まず、耕種部門では、廃業した農家が34戸、その主なものはピーマン、キュウリ、ハウスミカン、お茶でございます。品目を転換した農家が113戸、これはピーマン、メロンからほかの品目に転換した

ところでは、作付面積を減らした農家が70戸ございまして、ピーマンとミカンが中心となっております。畜産部門におきましては、廃業した農家が234戸、これは肉用牛繁殖と酪農が中心となっております。経営転換は酪農が中心となっております。15戸でございます。それから、飼養頭数を減らした農家が199戸となっております。ただ、畜産部門の廃業した農家といいますのは、1頭から3頭の少頭飼いの農家がほとんどでございます。農家の中の畜産の部門をやめたという農家が主なものでございます。離農した理由といたしましては、先ほどもございましたけれども、高齢化、後継者不足、コストの増大、販売価格の低迷、負債の増大というものが主な理由となっております。以上でございます。

○坂口委員 水産漁政関係、新規就業者と定着率の部分ですけど、44から31、59から45、上の就業を見ると、他産業からというのが圧倒的に多くて、その後が高水研……。やめていった人たちはどの分野からの参入者が多いですか。

○鹿田水産政策課長 御指摘のやめていった方の状況ですけども、手元に詳細な調べがないんですが、他産業から来た方というのは、ほとんどが地元出身者のUターンの方になっておりまして、そういった方が自分の里に戻ってきて漁業に入ることが多いので、そういった方が比較的定着がいいのかなと思っております。平成20年につきましては、3名の方がやめておりますけれども、これは高水研の出身者というふうに確認しております。

○坂口委員 平成20年に就業してやめた、1年未満でやめた人の3名が高水研ということですね。それはそれなんですけど、3～4年続いて

やめているわけです。大体、漁業というのは半年ぐらいできつくて耐えられないとか飯食えないということ、それで残って3年目、4年目でやめるというところにちょっと疑問を持っているんですけども、その中で、しかも他産業から来た人の定着率がよくて、離れていく人たちというのが、ほかのところからとなると、特に高水研とか海洋高校あたりからに多いということになりますね。そうすると、その理由というのがすごく大切じゃないかと思うんですけど、就業して数年たってからやめていく人たちは、どういう理由でやめていく人が多いんですか。

○鹿田水産政策課長 離職される方は、比較的年齢の若い方が、高水研出身者も含めて年齢の若い方が多いということですので、やはり漁業よりも収入のいい職業とか、そういったものに移っていく傾向があるのかなと考えております。ただ、委員御指摘されましたような詳細な分析というのは、これまできちんとしておりませんでしたので、そういったことも念頭に置いていきたいと思っております。

○坂口委員 そのところがすごく大切だと思うんです。ほかに魅力があって漁業に魅力がないと一言で片づけるというのは、いかがかなという気がするんですけども、では、きつい世界でとにかく数年頑張っ、そして離れていくというのは、限界的な理由がそこにあると思うんです。農業では、長年の行政あるいはみんなの取り組みというのが徐々に成果を出して、定着し始めたですね。他産業からも来だした。何が違うかという、僕は、許可あるいは権利漁業だと思うんです。そこに行って一生懸命やろうとしたときに、いや、あなた方は漁業経営者にはなれないんだよという限界がそこにある。

これをどう考えるかですね。これに対しての問題意識をもし持つておられるなら、どういう意識を持つて今後どう考えておられるのか、持つておられないなら、ここのところはぜひ深刻にとらえるべきだと思うんです。これが解決しないと、ああ、そういうことなの、今まで頑張ったのは何だったのということで、離れていかざるを得ない。既得権益——ある意味では同じバケツの中の魚を何人でもとり合うかという世界ですから、本当に漁協なりが今後持続できるのという、やっぱり新しいものを入れてこないと我々自体がだめなんだよということを、そこをどう理解させて、バケツの中をどうふやしていくかということ、これは農業と水産を比べたくないけど、余りにもとらえ方が、真剣さが足りない。本気で考えればそこらは今ぱっと数字として上がってこなければおかしいと思うんです。これは今後の問題提起、宿題としておきますので、これでいいですけど。

○満行委員長 以上で執行部の説明を終わります。皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後0時0分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

協議事項（1）の県内調査についてであります。前回委員会での一任を受けまして、正副委員長で県北及び県南調査の日程案を作成しましたので、若干御説明申し上げたいと思います。

まず、7月16、17日に実施します県北調査の日程についてであります。県北調査の候補先として、まず16日は、千住技研株式会社及び西臼杵郡雇用拡大協議会を挙げております。翌17日の候補先として、旭化成エヌエスエネルギー株

式会社、旭化成ケミカルズ、新門農園及び福祉人材センターを挙げております。

また、8月6、7日に実施します県南調査の日程についてごらんください。資料の2です。県南調査の候補先として、まず6日は、ヤングJOBサポートみやざき、住友ゴム工業及びとんとん百姓村を挙げております。翌7日の候補先として、社団法人霧島工業クラブ、株式会社下森建装及び宮崎市漁業協同組合を挙げております。視点については小さく下に挙げているところであります。

資料1、2の調査につきまして、御質問、御意見がありましたらお伺いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 特にないようですので、この案で今後、詳細を詰めさせていただきたいと思っております。

なお、7月16、17日、期限が迫っておりますので、出欠につきましては、書記のほうで後日お伺いをしたいと思いますので、よろしくお願ひします。調査時の服装につきましては、夏季軽装としてお願いしたいと思います。

次に、協議事項（2）の次回委員会につきましてですけれども、先ほど御審議いただきました県北調査後の7月下旬、これは事務局案では7月23日（木）となっているようではありますが、予定をしております。次回委員会での執行部への説明・資料要求について何か御意見や御要望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 最後になりますが、協議事項（3）のその他でございますが、皆さんのほうから何かございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 では、以上のように決定させて

いただきたいと思います。

次回委員会は、7月23日（木）午前10時を予定していますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午後0時3分閉会